

# 令和2年第6回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和2年 11 月 30 日(月曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 11時00分

### 議事日程

開会 令和2年11月30日(月) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(令和2年度阿武町一般会計補正予算(第5回))

日程第4 議案第2号 阿武町議会議員及び阿武町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

日程第5 議案第3号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第7 議案第5号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 阿武町工場誘致条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第6回)
- 日程第13 議案第11号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第14 議案第12号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第15 議案第13号 令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第16 議案第14号 令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第17 議案第15号 令和2年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第18 議案第1号、議案第2号及び議案第6号から議案第15号までを委員会付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員(7名)

### 議席番号

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 番     | 市 原 旭     |
| 2 番     | 池 田 倫 拓   |
| 3 番     | 伊 藤 敬 久   |
| 5 番     | 清 水 教 昭   |
| 6 番     | 田 中 敏 雄   |
| 7 番 副議長 | 中 野 祥 太 郎 |
| 8 番 議 長 | 末 若 憲 二   |

欠席議員 なし

欠 員 1名

**説明のため出席したもの**

|                |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|
| 町長             | 花 | 田 | 憲 | 彦 |
| 副町長 (総務課長事務取扱) | 中 | 野 | 貴 | 夫 |
| 教育長            | 能 | 野 | 祐 | 司 |
| まちづくり推進課長      | 藤 | 村 | 憲 | 司 |
| 健康福祉課長         | 羽 | 鳥 | 純 | 香 |
| 戸籍税務課長         | 工 | 藤 | 茂 | 篤 |
| 農林水産課長         | 野 | 原 |   | 淳 |
| 土木建築課長         | 高 | 橋 | 仁 | 志 |
| 教育委員会事務局長      | 藤 | 田 | 康 | 志 |
| 会計管理者          | 近 | 藤 |   | 進 |
| 福賀支所長          | 佐 | 村 | 秀 | 典 |
| 宇田郷支所長         | 水 | 津 | 繁 | 斉 |

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 俣 | 野 | 有 | 紀 |
| 議会書記   | 矢 | 次 | 信 | 夫 |

開会 9時00分

## 開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和2年第6回阿武町議会定例会が招集されましたが、議員各位におかれましては諸事ご多端の中、応召ご出席たまわりまことにありがとうございます。明日からは暦は12月に入ります。少しは早いと思いますが、今年を振り返る時期となりました。今年一番の出来事は何と言っても新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大であります。世界中で6000万人以上の方が感染し死亡された方も140万人を超えています。日本におきましても、15万人弱の方が感染し2000人以上の方が亡くなっています。ここにきて感染の第3波が起こっています。国も各地方自治体も感染の押さえ込みに必死ですが、おさまる気配を見せていません。国の感染症対策分科会の尾身会長は、「人々の個人の努力に耐えるステージは過ぎた」と述べていて、政府や自治体の対策を強化すべきと認識を示されました。山口県でも今までの県西部から県東部でクラスターが発生し、合計380人以上が感染をしています。これから年末や年始を迎えるわけですが、感染経路不明の方が多く発生していますので初詣などに行かれる方々は十分気をつけてほしいと思います。国政におきましては安倍総理の辞任、菅新総理の誕生であります。菅総理には新型コロナウイルス感染症の押さえ込みを1日でも早く行ってほしいと思います。そして東京オリンピック、パラリンピックが無事開催されますことを心から願っております。また今年も災害が多く発生をしました。7月には九州で熊本地方を中心に77の方が亡くなられる豪雨が発生しました。特

に球磨川水系での被害が大きく、球磨村の特別養護老人ホーム千寿苑では14人もの方が亡くられるという痛ましい被害でした。もしダムがあったなら、被害は違っていただいたのではないかと思います。その後も各地で豪雨や台風による被害が多く発生しましたが、ボランティアの方々もコロナウイルスの関係で現地に入る人数が制限される等、なかなか復興に結びつきませんでした。幸いにも阿武町には災害等は発生しませんでした。このまま地球温暖化が進めばどうなるのかと非常に心配をしております。

一方阿武町にとって大変うれしかったのは皆様ご存じのとおり、イーゼス・アショアの配備計画の全面撤回です。当時の河野防衛大臣の、ブースターを安全に落とせない、また地域の住民の安全を考えていただいた結果だと思えます。今年も夏の天候は大変暑かったのですが、反対に今から次の天候が気になります。今年の冬は寒いという予報ですが、適度な雪も降ってほしいと思います。12月に入りますと今以上朝夕冷え込みが増してきます。体調維持に気をつけてほしいと思います。今回の定例会は令和2年締めくくりの定例会であります。阿武町は今年町制施行65周年でありました。次の70周年に向けて輝く令和3年が訪れるよう議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案15件、全員協議会における報告1件です、本日の出席議員は、7人全員です。ただ今より令和2年第6回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり議案説明、一部質疑、討論、採決、委員会付託です。

## 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる9月11日開催の令和2年第5回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

9月30日 令和2年度山口県町自治研修会が山口市で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月6日 令和2年度地球温暖化対策地域協議会役員会が役場大会議室で開催され、本職が出席しました。

10月12日 令和2年第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。

10月19日 議会行政視察で長門市議会を訪問し、議会におけるタブレット端末の導入について研修したことは議員各位、ご高承のとおりです。

10月20日 阿武町町制施行65周年記念式典選奨者選考委員会が役場大会議室で開催され、本職並びに池田議運委員長、市原特別委員長が出席しました。

11月4日 山口県町議会議長会11月定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。

11月9日 令和2年度山口県町議会実務研修会が山口市で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

11月13日 令和3年度税制改正に関する提言で、公益社団法人萩法人会が来庁され、中野副議長が出席をしました。

11月14日 阿武町町制施行65周年記念式典が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

11月17日 平生町議会産業文教常任委員会が行政視察で来庁され、本職が出席をしました。

11月18日 「活気ある地方議会を目指す全国大会」が東京で開催され、本

職が出席をしました。

11月20日 全国過疎地域自立促進連盟第142回理事会及び第51回定期総会が東京都で開催され本職が出席をしました。

11月22日 山陰道シンポジウム及び山陰道(木与防災)、俵山豊田道路起工式が萩市で開催され、本職が出席をしました。同日、無角和種100周年記念シンポジウムが町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

11月24日 議会運営委員会が役場委員会室で開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

11月25日 第64回町村議会議長全国大会が東京都で開催され、本職が出席をしました。

11月29日 令和2年阿武町人権を考える集い推進大会が町民センターで開催され、本職が出席をしました。

以上で諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ

○議長 ここで、本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和2年第6回阿武町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は、人事院勧告による期末手当の減額改定に伴い、本日からの開会となりましたが、議員各位におかれましては、諸事ご多繁の中、本定例会にご出席をたまわり、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

さて、今年も後ひと月を残すところとなりましたが、今年、何と申しましても新型コロナに翻弄された年でありました。現在、正に第3波による感染者



の増加が一層強まる中で、政府においては観光支援事業である「GO TO トラベル」、或いは「GO TO イート」等の運用の大幅な見直しが迫られるなど、感染予防と社会経済の維持の両立という大変困難な状況が続いているところであり、ります。

こうした中、国政においては、体調不良により辞任された安倍晋三総理の後を受けて、10月16日には菅義偉（すがよしひで）総裁が第99代首相に選出され、自民、公明両党連立による菅内閣が発足したところであり、ります。そして、菅総理は、「国民のために働く内閣をつくる」と宣言され、先月26日に召集された臨時国会の所信表明演説では、新型コロナの爆発的な感染の防止と社会経済の回復をはじめ、各省庁や自治体の縦割りを打破し、自治体システムの統一・標準化を行うデジタル庁の設立、成長戦略の柱となる経済と環境の好循環を図るグリーン社会の実現、そして活力ある地方の創出等が表明をされたところであり、ります。

特に、活力ある地方の創出については、観光や農業改革などにより、地方への人の流れをつくり、地方の活性化を図るため、大企業等で経験を積んだ方々を、政府のファンドを通じて地域の中堅・中小企業の経営人材として紹介をすることで、しがらみにとらわれない経営改革の実現を目指すほか、長年の課題である少子化対策に真っ正面から取り組むため、女性の就業率の向上を踏まえた受け皿の整備や不妊治療の保険適用のほか、携帯電話料金の引き下げなど、できるものからすぐに着手し、結果を出して、成果を実感していただくなど、「自助・共助・公助そして絆」を基本とし、国民から信頼される政府を目指すこととされたところであり、ります。

こうした中、本町では現在、第7次阿武町総合計画「選ばれる町をつくる」を基に、「自助・互助・共助・公助」の精神の下、国の政策等を活用しながら、鋭意、各種事業に取り組んでいるところであり、ります。コロナの影響で延び延

びになっておりました「町制施行 65 周年記念式典」も、今月 14 日に無事に終了することができ、先人の功績に敬意を表すると共に、新たな阿武町政の進展に向け、気持ちを新たにしたところであります。更に、先日は、ご案内のとおり、国内でも著名な業界関係者、或いは研究者等が一堂に会した「無角和種 100 周年記念シンポジウム」を開催したところであります。町では現在、地方創生推進交付金を活用した「無角和種との出会い創生プロジェクト」を展開し、「阿武町といえば無角和種、無角和種といえば阿武町」というイメージ形成とブランド化を図り、希少な地域資源である無角和種のポテンシャルを最大限に活用した取り組みを行っているところでありますが、このシンポジウムを通じて、その必要性を再認識するとともに、希少な遺伝資源をしっかりと守り、経済へと結び付け、発展した形で後世に繋げなければならないとの使命感を強くしたところであります。

また一方で、地域経済の要である「道の駅阿武町」については、「人、物、お金」の地域内循環を促進する「滞在型交流拠点施設」の整備に関する「道の駅テナント棟新設事業」及び「交流スペース整備事業」の移転工事もほぼ完了し、今後、順次、営業が開始される予定であります。これら 2 つの事業によりテナントが集約され、大きなテントの下にフードコート的な交流スペースが確保されたことにより、道の駅がこれまで以上に賑わいのある場所に生まれ変わると共に、滞在時間の延長や賑わいの創出、消費の拡大など、更に促進されることが期待されるところであります。

そしてまた、すでに新聞報道等でご案内のとおり、先月の 27 日には、県の商工労働部長の立会の下、各種木箱の製造や販売を手掛ける「(株)美萩工芸」の小野博巳社長との間で、新工場の開設に関する進出協定を締結したところであります。これは、今年 3 月末で(株)ナベルに賃貸しておいた賃貸が終了し、今後、シェアオフィスとしての利用を想定して、痛んでおいた屋根等の改

修を計画していた、東光寺の「通称Lベース」であります。奈古出身で、この春、東京の本社から奈古に帰ってこられた小野社長との「東京ふるさと阿武町会」でのご縁や、企業誘致推進員をして頂いております中野祥太郎議員のご尽力により実現したものであります。なお、新工場は、(株)美萩工芸が約4千万円の設備投資を行って、山口県初となる贈答用に使用する紙箱の企画・開発・製造を行うもので、当面は従業員8人の地元雇用を見込み、来年7月の操業開始を目途に、4月から研修を兼ねた試験操業を行い、将来的には工場のラインを増やして、40人程度の地元雇用を予定しているということでありまして、町としても大きな期待を持っているところであります。

そのほか、この後専決処分に係る議案でもご説明させていただきますが、昨年12月議会定例会のこれも中野議員の一般質問でもご指摘のありました宇田の井部田尻の危険家屋につきましては、私も、波浪により半壊状態の家屋が倒壊して海に流出することを大変危惧し、国土交通省とも対応について要望や協議をしていたところであります。去る、9月25日付けで山口県漁協の宇田郷支店の廣石運営委員長からも、家屋の撤去に係る要望書が提出され、これを受けて持ち主に撤去の要請を行ったところであります。残念ながら諸般の事情により困難であるとの回答を得たところであります。私といたしましては、昭和53年の宇田沖の海難死亡事故のことが脳裏を走り、また、時化の時に大きな梁や桁が例えば定置網等に入った場合の損傷を考えれば一刻の猶予もないと判断し、再度強力に、国土交通省と協議を行った結果、土地、家屋が町のものであり、家屋を町の責任で撤去するという条件ならば、国としても解体工事に支障となる国道の歩道の縁石の撤去等の協力をしようということで話しがまとまり、1日も早く撤去し、地元からの要望に応え、海上での安全を確保するために、補正予算を専決処分とし、当該家屋の撤去を実施したところであります。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

冒頭でも申し上げましたが、今年はコロナの影響により、多くの行事やイベントの中止や延期が余儀なくされたところではありますが、本格的な冬の到来を目前に控え、全国的にも感染が拡大して来ている状況にあり、これからは感染症対策を徹底しながら、「ウィズコロナ」の意識を持って、「新しい生活様式」を構築せざるを得ない状況となって参りました。

今、国ではコロナの感染拡大を機に、デジタル技術で既存の制度を変革する「デジタルトランスフォーメーション(DX)」と言われるシステムの標準化や手続きのオンライン化、人口知能の活用などが検討されています。私は、これからも時代の流れを的確に読みながら、新たな視点に立って、全力で町民の生命と財産を守り、安全を確保し、安心して阿武町で暮らしていただけるよう全力を尽くすと共に、第7次阿武町総合計画「選ばれる町をつくる」に基づき、「打てば響く！町民1人ひとりに寄り添うまちづくり」を合い言葉に、様々な地域課題に対する施策を積極的に展開して参る所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご理解ご協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案等につきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は15件ありますが、議案の内訳は、先ほど申しましたが専決処分による「一般会計補正予算」をはじめ、次回の選挙から適用される「議会議員及び阿武町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」や、人事院勧告に伴う期末手当の減額に係る関係条例の一部改正、また、児童福祉法の規定に基づき基準の改正に伴う「放課後支援員の研修に関する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正、また、町営住宅宇田1号住宅を、まちづくり推進課の事業として活用するための関係条例の一部改正、また、法改正に伴う国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の

見直しに係る条例の一部改正、更に、工場誘致に係る土地等の貸付料の減免のための関係条例の一部改正のほか、期末手当の減額改定に伴う一般会計及び関連する特別会計の補正予算であります。

次に、全員協議会では、町の執行に係る工事等の「契約の締結について」の報告1件であります。

なお、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、その都度、担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、池田倫拓君、3番、伊藤敬久君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる11月24日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月16日までの17日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月16日までの17日間と決定しました。

### 日程第3 議案第1号を上程

○議長 日程第3、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度阿武町一般会計補正予算（第5回））、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第5回）をご説明させていただきます。議案書の1ページから4ページになります。これは地方自治法第179条第1項の規定により町議会を招集する時間的余裕がなかったため、危険家屋解体工事等2件の新規工事について専決処分を行ったものであります。まず第1条第1項は一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は550万6千円を追加し補正後の歳入歳出予算の総額を43億8913万円とするものです。また第2項は歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は別冊補正予算書の第一表歳入歳出予算補正のとおりとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。別冊補正予算書8ページ、2款、総務費から、副町長。

（副町長、財産管理費について説明する。）

○議長 続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、漁港管理費について説明する。）

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて歳入に入ります。6ページ19款繰越金から、副町長。

（副町長、繰越金について説明する。）

○議長 以上で歳入の説明を終わります。

### 日程第4 議案第2号を上程

○議長 続きまして日程第4、議案第2号、阿武町議会議員及び阿武町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、について執行部の説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 それでは議案書5ページをお願いします。議案第2号阿武町議会議員及び阿武町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてご説明いたします。別紙資料をお配りしておりますので、そちらも合わせてご覧ください。本条例につきましては公職選挙法の一部を改正する法律が本年6月12日に公布されたことに伴い、町村議会議員選挙における供託金制度が導入されるとともに、町議会議員及び町長選挙において選挙公営が拡大され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について公費で実施できるようにするために必要な条例を新規に制定するものです。それでは条文の説明をいたします。

まず第1条は本条例の趣旨を定めたもので、公職選挙法により自治体が条例で定められる選挙公営として規定されている選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、令和2年法改正により町議会議員及び町長選挙において適用しようとするものです。第2条から第5条は選挙運動用自動車の公営制度について定めたもので、まず第2条は候補者一人当たりの選挙運動期間中における選挙運動用自動車を無料で使用できる限度額を定めたものです。次に第3条は道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者等と有償契約を締結すること、及び委員会に対し届出をする必要があることを定めたものです。次に第4条は契約類型毎の公費負担額を定めたものです。次に第5条は自動車の使用に際し、複数の契約がある場合に候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなし、両方の制度を同時に利用することができない旨を定めたものです。第6条から第8条は選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めたもので、まず第6条

は公費負担の対象となるビラ作成費用について定めたものです。次に第7条はビラ作成の公営制度の適用を受けるためには、業者との有償契約の締結及び委員会の規程に従い届出書の提出を義務づけたものです。次に第8条はビラ作成費用について、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて支払うことを定めたものです。第9条から第11条は選挙運動用ポスター作成の公費負担について定めたもので、まず第9条は、公費負担の対象となるポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用について定めたものです。次に第10条は、ポスター作成の公営制度の適用を受けるためには業者との有償契約の締結及び委員会の規程に従い届出書の提出を義務づけたものです。次に第11条は、ポスター作成費用について、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて支払うことを定めたものです。第12条は、条例施行に必要な手続きについて、委員会に規程の作成を委ねるものです。

なお、附則で施行期日を公布の日とし、適用区分はこの条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用すると定めたものです。以上で説明を終わります。

#### **日程第5 議案第3号から日程第7、議案第5号までを一括上程**

○議長 日程第5、議案第3号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第5号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、までを一括議題とします。

まず、議案第3号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案第3号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページをお願いいたします。



本案件につきましては、国の人事院勧告に伴い 12 月 1 日を期日としてこの 12 月期の一般職の期末手当を 10 年ぶりに 0.05 月分引き下げるもので、不利益不遡及の原則により今回ご議決をいただくものであります。それでは 14 ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、上段の第 1 条におきましては、12 月期の期末手当を 100 分の 130 から 100 分の 125 に改め、再任用職員については、一般職に準じて 100 分の 72.5 を 100 分の 67.5 に改正するものです。また、下段の第 2 条におきましては、第 1 条により今回減額する 0.05 月分を来年の 4 月 1 日以降は 6 月期と 12 月期に振り分けて 0.025 月分ずつ減額して支給するため 100 分の 125 を 100 分の 127.5 に改め、再任用職員については、100 分の 67.5 を 100 分の 70 にそれぞれ改正するものであります。なお、今回の改正により、一般職の年間の期末手当は 2.60 月分から 2.55 月分に、再任用職員の年間の期末手当は 1.45 月分から 1.40 月分にそれぞれ引き下げとなります。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第 4 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○**副町長** 議案第 4 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。議案書の 15 ページから 16 ページをお願いいたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴い、一般職の例により阿武町議会議員の期末手当を 10 年ぶりに 0.05 月分引き下げるものであります。それでは、16 ページの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、上段の第 1 条におきましては、12 月期の期末手当を 100 分の 172.5 から 100 分の 167.5 に改正するものであります。また、下段の第 2 条におきましては、来年の 4 月 1 日以降は今回からの 0.05 月分の減額を 6 月期と 12 月期の 2 回に振り分けて 0.025 月分ずつ減額して支給するため 100 分の 167.5 を 100 分の 170 に

改正し、年間の3.45月分を3.40月分とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第5号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案第5号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。議案書の17ページから18ページになります。

本案件は、国の人事院勧告に伴い、一般職の例により町長等の期末手当を10年ぶりに0.05月分引き下げるものであります。それでは、18ページの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、上段の第1条におきましては、議会議員と同じく12月期の期末手当を100分の172.5から100分の167.5に改正するものであります。また、下段の第2条におきましても、議会議員と同じく来年の4月1日以降は今回からの0.05月分の減額を6月期と12月期の2回に振り分けて0.025月分ずつ減額して支給するため100分の167.5を100分の170に改正し、年間の3.45月分を3.40月分とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑は議案第3号から議案第5号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は1議案ごと挙手により行います。

お諮りします。議案第3号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、について原案のとおり決することに賛成される方の挙手を求

めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、について原案のとおり決することに賛成される方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、について原案のとおり決することに賛成される方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長 ここで会議を閉じて、10分間、といたしますか10時に再開したいと思います。

休 憩 9時48分

再 開 9時58分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

#### **日程第8 議案第6号から日程第11 議案第9号までを一括上程**

○議長 日程第8、議案第6号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第11、議案第9号、阿武町工場誘致条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

まず、議案第6号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の19ページをお願いいたします。議案第6号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、について説明します。

今回の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）が令和2年3月4日に公布されたことによる条例の一部改正です。20ページの新旧対照表をお願いします。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないこととされていましたが、省令の改正により、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされました。これにより、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項中に「指定都市の行う研修」を追加するものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第7号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の21ページをお願いします。議案第7号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例、について説明します。

本案件は、町営の一般住宅（宇田郷1号住宅）について、宇田郷の旧教職員住宅ではありますが、前入居者の退去を機会に、一定の目的に縛られず多目的に利用するため、一般住宅から除外しようとするものです。前入居者に残していただいた冷蔵庫、洗濯機、食器棚等を有効活用しながら、例えばお試し住宅や

地域おこし協力隊の仮住まいなど緊急的かつ自由度の高い住宅として運用するもので、今後の管理はまちづくり推進課が行うこととしております。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第8号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書23ページをお願いいたします。議案第8号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。改め文は23ページから24ページ、25ページから29ページは新旧対照表、30ページからは説明資料であります。30ページからの説明資料によりご説明いたします。説明の前でございますが、このたびの改正につきましては、税制上のしくみの改正に関連したもので、国保の軽減判定の水準や国保税額等が直接変更されるとの改正ではございませんので、まずあらかじめご承知おき願えればと思います。それでは30ページからの説明資料によりご説明をいたします。

政令改正に合わせて改正、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）でございますが、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し。地方税法施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴う国民健康保険税の軽減判定の算定方法の見直しに係る改正。（令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用）ということで、平成30年度の地方税制改正により、国民健康保険税の軽減判定上の世帯所得が増加する（年金・給与所得者の軽減判定所得額が1人当たり10万円増加する）ことから、これについて、従前のおり軽減判定がなされるよう政令が改正され、これに伴う改正であります。本条例の施行日は令和3年1月1日であります。平成30年度地方税制改正（令和3年1月1日施行分）につきましては、下記に記載しております。去る税制改正について若干触れておきますと、平成30年度税制改正（令和3年度分個人住民税から適用）、個人

所得課税の見直しということで、働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える、となっており、図でも記載しておりますが、まず、給与所得者或いは公的年金等の所得者については、給与所得控除・公的年金等控除をマイナス10万円(減額)することと合わせて、同時に個人事業主等を含め誰にでも適用される基礎控除を33万円から43万円と10万円増やす改正との税制改正であります。次に、右ページに移ります。具体的改正内容についてご説明いたします。軽減判定につきましては、均等割・平等割についてそれぞれ7割、5割、2割軽減があります。これにつきましては、世帯の被保険者等の軽減判定上の所得の合計額が一定の基準以下となった場合に適用されますが、それが今回、令和3年度からの適用ですが、おのおの判定基準の算定式について、33万円を43万円とし、更に年金・給与所得者の合計数から1を減じた数に10を乗じて得た額を加えるといった計算式を変更する改正の内容であります。なお、表中、5割軽減中の28.5万円及び2割軽減中の52万円という額につきましては、基準額そのものに課するもので、今回この変更はありませんが、今後の税制改正において、もし変更があれば令和3年度につきましても今後変更となる部分であります。説明図は、公的年金等控除額が120万円については110万円に変わり、またこれにより軽減判定所得が10万円増加することを図示したものです。ご参照いただければと思います。次ページであります。次ページは、計算式変更についての国の説明資料で参考添付したものです。以上で議案8号の説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第9号、阿武町工場誘致条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○**まちづくり推進課長** 議案書の33ページをお願いします。議案第9号、阿武町工場誘致条例の一部を改正する条例、をご説明いたします。

本件につきましては、阿武町工場誘致条例の第3条、奨励措置の第3項に、町が所有する土地及び建物の貸付料の免除規定を設けることについて、議会の議決を求めるものです。それでは、34ページの新旧対照表によりご説明します。

内容としましては、第3条の奨励措置で、工場の新設又は増設にあたり、略としておりますが、第1項、工場用地のあっせん供与、造成援助、第2項、固定資産税の免除、に新たに3項を追加し、町長が特に必要と認める場合は、町の所有する土地及び建物の貸付料の全額又は半額を貸付日から5年以内の範囲において免除することができる、との規定を加えるものです。附則として、この条例は令和3年1月1日から施行します。以上で説明を終わります。

#### **日程第12、議案第10号から日程第17、議案第15号を一括上程**

○議長 続きまして、日程第12、議案第10号、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第6回）から、日程第17、議案第15号、令和2年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までを一括議題とします。

まず、議案第10号、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第6回）、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の5ページをお願いいたします。議案第4号、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。まず、第1条第1項は、令和2年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して今回の補正額は4億2,853万3,000円を追加し、総額を43億8,362万4,000円とするものです。また、第2項は歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりで、第2条の地方債の補正についても別冊補正予算書の第2表のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。20ページ、1款議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、固定資産評価費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保育所運営費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、保健衛生総務費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、環境保全型農業直接支援対策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。



(土木建築課長、農業水路等長寿命化・防災減災事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港建設費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、過疎対策道路事業費、住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小)、給食センター費、学校管理費(中)、社会教育総務費、町民センター費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。16ページ、14款国庫支出金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 以上で、歳入の説明を終わります。続いて、議案第11号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の ページをお願いします。議案第11号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は予算の総額に289万円を追加し、予算の総額を6,192万

8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の34ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第12号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 1 ページをお願いします。議案第12号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について説明します。今回の補正は予算の総額に289万円を追加し、予算の総額を6,192万8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の34ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第13号、令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 1 ページをお願いします。議案第13号、令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は予算の総額に289万円を追加し、予算の総額を6,192万8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の34ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第14号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 7 ページをお願いします。議案第14号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について説明します。今回の補正は予算の総額に1,141万2,000円を追加し、予算の総額を6億7,138万9,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の44ページをお願いします。歳

出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第15号、令和2年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の7ページをお願いします。議案第15号、令和2年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は予算の総額に1,141万2,000円を追加し、予算の総額を6億7,138万9,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の44ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

## 日程第18 委員会付託

○議長 日程第18、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号、議案第2号及び議案第6号から議案第15号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号及び議案第6号から議案第15号並びに発議第1号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託する事に決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 伊 藤 敬 久